

経済産業省

20170217貿局第8号
輸出注意事項29第5号
経済産業省貿易経済協力局

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年2月24日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部改正について

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）

改 正 後	現 行
1～2（略） 3 輸出承認申請 （1）～（3）（略） （4）輸出承認の条件 輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。 「1・2（略） 3 <u>本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあると して経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その 指示に従うこと。</u> <u>4</u> （略） <u>5</u> （略）」	1～2（略） 3 輸出承認申請 （1）～（3）（略） （4）輸出承認の条件 輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。 「1・2（略） <u>（新設）</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> （略）」